

第5・6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和4年3月2日（水）

17時～

場 所：庁議室

議 題 新型コロナウイルス感染症への対応について

次 第 1 開会

2 本部長指示

3 状況報告

4 閉会

新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

本部長	知事	谷本 正憲
副本部長	副知事	中西 吉明
	副知事	田中 新太郎
本部員	教育長	徳田 博
	警察本部長	中島 寛
	総務部長	加藤 隆佳
	危機管理監	村上 勝
	企画振興部長	濁谷 弘一
	県民文化スポーツ部長	酒井 雅洋
	健康福祉部長	北野 喜樹
	生活環境部長	藤村 一志
	商工労働部長	南井 浩昌
	観光戦略推進部長	竹内 政則
	農林水産部長	石井 克欣
	競馬事業局長	新谷 和幸
	土木部長	城ヶ崎 正人

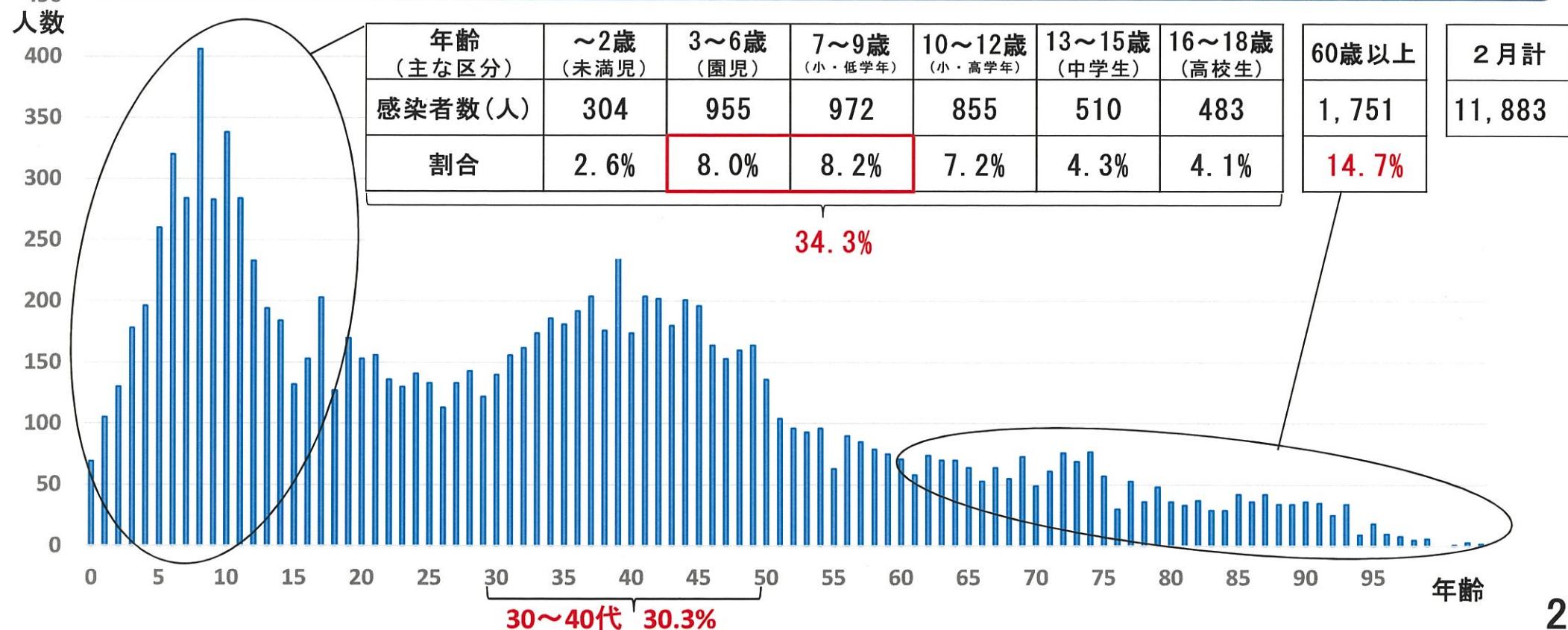
アドバイザー	金沢大学教授	市村 宏
--------	--------	------

石川県の感染状況

	重点措置 適用開始時	これまでのピーク (新規感染者数)	重点措置 延長決定時	本日
	1/27 木	2/6 日	2/18 金	3/2 水
① 新規感染者数(人) (直近1週間の合計)	2,261	3,453	2,644	3,086
	前週比 +1,485	+800	▲ 510	+256
② 措置解除者数(人) (直近1週間の合計)	476	1,756	4,070	2,923
	前週比 +388	+1,062	+1,394	▲ 18
差引 ① - ②	1,785	1,697	▲ 1,426	163
療養者数(人)	2,649	5,155	3,738	3,744
	前週比 +1,785	+1,693	▲ 1,434	+152
病床使用率(%)	32.6	53.0	40.7	31.2
重症病床使用率(%)	0.0	14.6	12.2	19.5

2月の感染傾向

- 18歳以下の感染者数が全体の1／3（特に園児や小学生など低年齢層が多数）
- 60歳以上は全体の15%だが、重症化や医療負荷が懸念
- 2月のクラスター38件 うち高齢者等施設19件 病院6件 保育施設6件 学校5件



県立学校における感染症対策

感染リスクが高いとされる部活動、近距離で行うグループワークや大声を出す合唱などの学習活動を制限

学校内に感染者が確認された場合、一旦休校
保健所と申し合わせた様式に則り、速やかに濃厚接触者の候補者リストを作成

それを基に、保健所が濃厚接触者を速やかに特定
感染拡大を防止し早期の学校再開へ

県立学校における対応について、市町教育委員会へ再度徹底 3

保育所等の感染対策

様々な対策が講じられているものの、小さなお子さんは感染を防ぐこと自体が難しい上、施設の性格上、外部からウイルスの持ち込みを防ぐことは困難

- 保育所内部での二次感染拡大を防ぎ、保育所等の機能を維持するためには、**早期休園が現時点で最善の対策**

学校の対応を踏まえ

- 休園や園児・本人の体調不良により仕事を休みやすい環境の醸成
→ **休暇を与えた事業主への支援制度（小学校休業等対応助成金）**の積極的な活用を含め社会全体で子育て支援及びコロナ対策を

高齢者施設・病院等の感染対策

- ・入院患者に占める高齢者の割合が増加(1月:5割 → 2月:8割)
- ・高齢者の3回目ワクチン接種率は、2回目接種済みの方の約5割
- ・高齢者施設・病院等には、二次感染対策の徹底を改めてお願ひ
 - ⇒ 基本的な感染防止対策の徹底と
面会禁止や、本人・家族の体調が悪い職員の出勤中止など
- ・高齢者のワクチン接種を着実に促進
 - ⇒ 現在のペースで進めば3月中旬頃にも希望者の接種が完了する見込み
接種を希望される方はお早めに接種を
- ・安心して施設内で療養いただける環境を整備(病床ひつ迫を回避)
 - ⇒ 夜間でも救急医が相談を受ける「介護施設等緊急ホットライン」を開設

ワクチン接種の促進

○ 3回目接種

- ・接種状況：全国で1日約90万人、**本県も1日約9千人** が接種
接種率は、全国・本県ともに、**約25%程度** まで上昇
- ・県の接種センター：連日予約枠一杯まで接種、**今週末の予約率 100%**
 - 週末の3日間（金曜・土曜・日曜）
 - 年齢要件なし（接種券をお持ちの方）

○ 小児接種(5~11歳)

- ・殆どの市町で、**今月上旬までに接種券発送開始**、**中旬頃までに接種開始**

ワクチン接種は、現時点で最大の感染防御策

接種は強制ではありませんが、**積極的に接種いただくようお願いします**

皆様へのお願い(1)

ア)外出・県境を跨ぐ移動

- ・本人・家族が、発熱・咳など少しでも体調が悪い場合は、外出や移動を控える
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える
- ・県外との不要不急の往来、及び来県自粛

※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査の実施による県境を跨ぐ移動の制限の緩和は行わない

イ)飲食

(県民の皆様へ)

- ・感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛
→「いしかわ新型コロナ対策認証店舗」を利用。同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下で
- ・時短要請に応じていない飲食店の利用自粛(*法第31条の6第2項)
- ・なるべく少人数で黙食を基本。会話をする際にはマスク着用

(事業者の皆様へ)

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・来店者に対する原則マスク着用の注意喚起など感染対策の徹底

*以外は法第24条第9項に基づく協力要請

皆様へのお願い(2)

ウ)職場

- ・在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を
- ・時差出勤、自転車通勤などとの接触を低減する取組の強力な推進
- ・事業場の換気励行、昼休みの時差取得など感染防止のための取組や、「三つの密」等を避ける行動の徹底
- ・居場所の切り替わり(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意
- ・業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)

エ)家庭等

- ・家庭内においても室内を定期的に換気、こまめに手洗いを実施
- ・子供の感染防止策の徹底
- ・高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会うこと